

# 申立書

年　月　日

広島市長

申請者　住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第37条の規定による浄化槽清掃業の内容の変更を届け出るに当たり、下記の名簿に掲げる者が、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第2項第3号に定める役員及び法定代理人（以下「役員等」という。）のすべてであり、また、申請者（役員等を含む）が、同法第36条第2号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しないものであることを併せて申し立てます。

記

役員及び法定代理人名簿

役職名	氏名	住所

[参考]

環境省関係浄化槽法施行規則第10条第2項第3号

清掃業許可申請者（清掃業許可申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその役員を含む。）が法第三十六条第二号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

浄化槽法第36条第2号

清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの